

～平成28年熊本地震による被災者に係る医療機関等における 一部負担金等(窓口)の徴収猶予の取扱いについて～

本組合では総務省自治行政局公務員部福利課の要請に基づき、平成28年熊本地震により被災された組合員（任意継続組合員）及び被扶養者のうち、一定の要件に該当した方については、医療機関等における一部負担金等の徴収を平成29年2月末日まで猶予しています。

国民健康保険、協会けんぽ等の他の医療保険者においては、当初より一定の要件に該当した方は一部負担金等の窓口での支払が免除されておりますが、国家公務員又は地方公務員が加入する医療保険者（＝本組合含む）については、一部負担金等の徴収を猶予している状況です。

従いまして、猶予期間終了後、徴収を猶予した一部負担金等については、遡って徴収させていただくこととなりますのであらかじめご了承下さい。

※ 平成28年10月1日以降、医療機関の窓口で一部負担金等の猶予を希望される場合は、「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要になります。

同証明書が必要な方は当組合までご連絡をお願いします。

<一定の要件とは>

平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（熊本県は全市町村）に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）組合員（任意継続組合員）及び被扶養者で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 住家が全半壊、全半焼した組合員又は被扶養者
※全半壊、全半焼は、「り災証明書」の損害程度の区分による。
※「り災証明書」世帯構成欄に氏名がない方は除きます。
- ② 組合員が重篤な傷病を負った状態の組合員及び被扶養者
- ③ 組合員が行方不明である場合の被扶養者

熊本県市町村職員共済組合 保険課

電話：096－365－1900